

# 特例監理技術者等の配置についてお知らせ

## ●緩和措置の内容

建設業法の一部改正により、工事毎に配置される監理技術者については、これまで【専任】配置が必要でしたが、監理技術者の専任義務が緩和され、複数現場の兼務が容認されることとなりました。

複数現場を兼務する場合の監理技術者（特例監理技術者）を配置する場合は、これを補佐する技術者（監理技術者補佐）の専任配置が必要となります。

和歌山県発注の配置が可能な工事については、入札公告等をご確認ください。  
原則、以下に該当する工事を除き、特例監理技術者の配置は認められません。

## ●県発注工事における特例監理技術者の配置を認める要件

- ・ 予定価格（税抜）1億円未満の工事であること。
  - ・ 請負代金額が3500万円以上となる専門工事（管工事、電気工事を除く）で、主たる工種を下請けに出していないこと。
  - ・ 同一の特例監理技術者が兼任できる工事件数は、本工事を含め同時に2件以内であること。
  - ・ 同一の特例監理技術者が兼任できる工事双方の工事場所は、同一の建設部管内であること。
- ただし、営繕工事においては同一のブロック（紀北、紀中、紀南）<sup>※</sup>であること。

※ 紀北：海草・那賀・伊都      紀中：有田・日高      紀南：西牟婁・串本・新宮

## ●特例監理技術者、監理技術者補佐に求める要件等

求める資格及び配置に関する要件等については、入札公告及び各工事の特記仕様書を参照してください。

## ●県発注工事における監理技術者の専任について

これまで予定価格（税抜き）6,000万円以上の工事（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事）の入札では、監理技術者の専任配置を求めていましたが、今回の監理技術者の専任義務の緩和に伴い、専任を求める工事の予定価格（税抜き）を6,000万円以上から1億円以上に引き上げます。

## ●適用日

令和3年6月1日以降の入札公告分より適用。

## 特記仕様書（案）

## 特例監理技術者について

（営繕工事を除く全ての工事に適用し、予定価格（税抜き）1億円以上の工事には添付を要しない。）

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

1. 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。なお、専任で配置する監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。
2. 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
3. 同一の特例監理技術者が兼任できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、兼任する工事の工事種別並びに発注機関（公共・民間等）は問わない。
4. 特例監理技術者が兼任できる工事は、工事場所が本工事の工事場所と同一の建設部管内（（※建設部ごとに該当する市町村名を記載すること。）〇〇市、〇〇町、〇〇町、・・・）でなければならない。
5. 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
6. 特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
7. 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。（施工計画書への記載）
8. 請負金額が3,500万円以上となる専門工事（管・電気工事を除く）で、主たる工種を下請けに出していないこと。

本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼任する事となる場合、又は兼任する他工事を受注することが判明（落札決定等）した場合は、特例監理技術者の配置届出書を提出するとともに、監理技術者補佐の資格等について、本工事の「技術提案作成要領」に定められた保有資格に関する書類（様式2）を提出し発注機関の承諾を得ること。

本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

なお、この場合における技術者の変更は、工期途中での途中交代に該当しない。

## 特記仕様書（案）

### 特例監理技術者について

（全ての営繕工事に適用し、予定価格（税抜き）1億円以上の工事には添付を要しない。）

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

1. 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。なお、専任で配置する監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。
2. 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
3. 同一の特例監理技術者が兼任できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、兼任する工事の工事種別並びに発注機関（公共・民間等）は問わない。
4. 特例監理技術者が兼任できる工事は、工事場所が本工事の工事場所と同一のブロック（（※ブロックごとに該当する市町村名を記載すること。）〇〇市、〇〇町、〇〇町、・・・）でなければならない。
5. 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
6. 特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
7. 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。（施工計画書への記載）
8. 請負金額が3,500万円以上となる専門工事（管・電気工事を除く）で、主たる工種を下請けに出していないこと。

本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼任する事となる場合、又は兼任する他工事を受注することが判明（落札決定等）した場合は、特例監理技術者の配置届出書を提出するとともに、監理技術者補佐の資格等について、本工事の「技術提案作成要領」に定められた保有資格に関する書類（様式2）を提出し発注機関の承諾を得ること。

本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。  
なお、この場合における技術者の変更は、工期途中での途中交代に該当しない。